



保 発 第 2 2 5 号
平成12年12月13日

各 地方社会保険事務局長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生省保険局長

指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正について

標記については、「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成12年3月31日保発第70号・老発第397号）により取り扱われているところであるが、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第140号）の制定に伴い、同通知を下記のとおり改正し、平成13年1月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

第三の4の(9)の①中「利用者の受けた指定老人訪問看護の日数に応じて平成4年2月厚生省告示第30号（老人保健法第46条の5の2第2項に規定する厚生大臣が定める額を定める件）に定める金額」を「老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生大臣が定める算定方法（平成12年12月厚生省告示第383号）により算定した額」に改める。

○指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について
(平成一二年三月三十一日 保発第七〇号・老発第三九七号)

第一 総論 (略)

第二 用語の定義 (略)

第三 指定訪問看護等の事業の人員及び運営に関する基準

1～3 (略)

4 運営に関する事項

指定訪問看護ステーションの運営については、基準第五条から第三十一条に定めるもののほか、次の点に留意すること。

(1)～(8) (略)

(9) 利用料 (基準第13条関係)

基準第13条は、利用者から支払われる利用料の範囲等について規定したものであり、その運用に当たっては、次の点に留意すること。

① 基本利用料については、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 (平成6年9月厚生省告示第296号) により算定した額から訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給された額に相当する額を控除した額又は利用者の受けた指定老人訪問看護の日数に~~応じて平成4年2月厚生省告示第30号(老人保健法第46条の5の2第3項に規定する厚生大臣が定める額を定める件)に定める金額~~老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生大臣が定める算定方法(平成12年12月厚生省告示第383号)により算定した額を徴収しなければならないものであること。

その他、利用料については、次の点に留意すること。

イ 「厚生大臣の定める指定訪問看護等」 (平成12年3月厚生省告示第169号) に定める指定訪問看護等に係る特別の料金については、利用者の選定に基づき提供される場合に限り徴収できるものであり、指定訪問看護事業者の都合による場合には徴収できないものであること。

ロ イの利用料の額については、指定訪問看護ステーションごとに当該指定訪問看護等の提供に要する費用の範囲内で設定できるものであること。

ハ 交通費、おむつ代、家事援助に要する費用等であつて、指定訪問看護等の提供以外のサービスの提供に要する費用については、当該サービスに要する実費相当額を利用料として徴収できるものであること。

なお、指定訪問看護等の提供と連続して行われた在宅での死後の処置については、当該サービスに要する実費相当額を徴収できるものであること。

② (略)

(10)～(26) (略)